

## 紀要・所報投稿規程

一般社団法人中日文化研究所理事会（以下「理事会」という）は、理事会内に一般社団法人中日文化研究所紀要及び所報（以下「紀要」、「所報」という）の編集・発行にあたる編集委員会（以下「編集委員会」という）を組織し、編集委員会は紀要及び所報の編集・発行並びに投稿原稿の取扱いについて、下記のとおり定める。

### 記

#### 第1 条（誌名）

紀要の誌名は『中日文化研究所論文集』とし、所報の誌名は『中日文化研究』とする。

#### 第2 条（掲載原稿の内容及び区分）

紀要に掲載する原稿内容及び区分は次の通りとする。

- ① 原著論文（以下「論文」という）
- ② 研究ノート
- ③ 報告（調査報告、フィールドワーク報告、研究動向報告）
- ④ 翻訳
- ⑤ 資料

2 所報に掲載する原稿内容及び区分は次の通りとする。

- ① エッセー
- ② 紀行文
- ③ 対談
- ④ 書評
- ⑤ 講演録
- ⑥ その他所報に相応しいと考えられる原稿

#### 第3 条（投稿資格）

紀要及び所報へ投稿できる者は、以下の通りとし、連名は可とする。

- ① 一般社団法人中日文化研究所（以下「本研究所」という）の正会員
- ② 編集委員会の推薦により理事会が投稿を認めた者

#### 第4 条（発行）

紀要及び所報の発行は、原則としてそれぞれ毎年1回1号とする。

2 発行後速やかに掲載原稿のサマリーを本研究所のホームページにおいて公開する。

## 第5 条（編集）

紀要及び所報の編集は編集委員会が行う。

2 編集責任者は編集委員長とし、原則として本研究所所長がこれにあたる。

## 第6 条（投稿内容）

紀要及び所報への投稿原稿は、本研究所の定款に定める目的に相応しい内容で、かつ未発表・未投稿のものとする。

2 投稿原稿の文字数は、紀要及び所報ともに20,000字以内とし、その文字数には写真、図版、資料などを含むものとする。

3 投稿原稿には、第4条2項にいうホームページでの公開に用いる和文のサマリーを付することとする。

4 前項のサマリーは、論文については800字、論文以外の原稿については200字とする。

5 原稿は、和文、中文、英文とする。但し、中文、英文の原稿については、本条2項に定めるサマリーを紀要及び所報の掲載にも用いることとする。

6 投稿者は、投稿原稿が書面もしくはインターネット上の媒体で、所報及び紀要の一部として公表されること、この場合に何らの対価を請求できないことを承諾しなければならない。

## 第7 条（投稿申込）

紀要及び所報に投稿しようとする者は、編集委員会が定める期日までに、指定された書式に従って投稿の申し込みをしなければならない。

## 第8 条（原稿の提出）

紀要及び所報に投稿しようとする者は、編集委員会が定める期日までに、編集委員会が指定する内容（以下、「執筆要領」という）に従って原稿を提出しなければならない。

2 原稿を投稿しようとする者は、プリントアウトした原稿1部及び原稿データを提出しなければならない。

3 原稿データは、原則として、MS WORDファイルとする。

4 提出された原稿（紙、磁気の媒体等を問わず、編集委員会に提出された原稿・図表・資料等のすべてを含む）は、理由の如何を問わず、返却しない。

## 第9 条（原稿のチェック）

原稿は、編集委員会が原稿チェックを行い、掲載の可否を決定する。

2 前項の原稿チェックに際して、編集委員長は投稿者に原稿の修正をアドバイスすることがある。

## 第10 条（校正）

掲載される原稿の校正は、原則として第一校までとし、編集委員会の指示に従って行うこととする。

#### 第11条（著作権）

掲載される原稿の著作権については、本研究所に帰属する。

2 本研究所は、本規程に基づく範囲で掲載論文等を使用する場合、掲載論文を掲載した著作物全体への著作権表示として、本研究所の名称を単独で表示することができる。また、著者の氏名表示は、原則として行うが、パンフレットなどに一部掲載する場合は、これを省略することができる。

3 著者が掲載された文書を他の著作物に収録・転用する場合には、あらかじめ本研究所の承諾を得るものとする。本研究所は、原則として無償で許可するものとする。

4 本研究所が掲載論文を改変する場合には、事前に著者の書面による承諾を得なければならない。但し、校正に基づく再校及び本条第2項に基づく使用についてはこの限りではない。

5 本研究所は、事前に著者の書面による同意なくして、本著作権を第三者に譲渡し、又は質入その他担保の用に供してはならない。

#### 第12条（責任）

投稿された原稿に関する法律上並びに道義上の責任については、著者が正しく処理するものとする。

2 著者は前項に書かれた責任が処理されていることを原稿に明記すること。

#### 第13条（所報及び紀要の配布）

著者に掲載号5部、他に一編につき別刷り30部を贈呈する。これを超えるものについては著者負担とする。

2 会員には1部を贈呈する。

3 外部配布先は編集委員会で決定する。

#### 第14条（規程の改廃）

この規程の改廃は、編集委員会の発議により、理事会の決議を経て行うものとする。

#### 付則

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成26年1月10日より施行する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規定は令和3年1月20日より施行する。

この規定は令和6年12月10日より施行する。